

富士河口湖町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、住宅用太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）の設置者、ならびに対象システムが組み込まれた新築住宅の購入者に対して、その費用の一部を補助し、本町におけるクリーンエネルギー利用を推進し、地球規模での環境保全や温暖化防止を図り、自然豊かな環境にやさしいまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「住宅用太陽光発電システム」とは、一世帯当たりの太陽光電池モジュールの最大出力が10キロワット未満であるシステム（以下「対象システム」という。）をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象者は、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 町内に住所を有し、町税納税義務者にあつては町税を完納している者、納税義務者でない者にあつては町長が特に認めた者。
- (2) 自ら居住する町内の住宅（併用住宅を含む。）に対象システムを設置し、設置後3月以内に補助金の申請を行う者。
- (3) 電力会社と電気需給契約をした者。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象システムの最大出力（電力会社に提出した電力受給契約申込書の発電出力欄に記載された数値。）1kw 当り1万6千円を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とし8万円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、富士河口湖町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第6条 町長は、前条の交付申請書が提出され、その内容を審査し適当と認める

ときは、補助金の交付額を決定し、富士河口湖町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第7条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(協力)

第8条 町長は、当該補助金を受けて発電システムを設置した者に対し、必要に応じてデータの提供を求めることができ、設置した者はこれに応じなければならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に対象システムを設置した者から適用する。

附 則(平成25年告示第16号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年告示第48号)

この告示は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に対象システムを設置した者から適用する。

附 則(平成29年告示第6号)

この告示は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に申請のあった者から適用する。

附 則(令和3年告示第1号)

この告示は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に申請のあった者から適用する。